

清代の「里程配流」

——五軍道里表の改訂をめぐって——

キム・ハンバク

【要約】 流刑・充軍・發遣を主とする清代の配流刑は、死刑より一等下位の重刑として機能していた。そのうち流刑と充軍に処された配流犯の配所を定めるツールである道里表は、配流距離に応じて罪人を流す清代特有の「里程配流」の構想を具現するものとして注目に値する。本稿では、充軍の配所を指定する五軍道里表の構造を分析し、道里表が同一犯罪に対する同一処罰を課すだけではなく、内地全域を配所にして配流する罪人を分散する機能も有していることを明らかにした。そして、道里表が実際に適用された様相を巴県檔案により確認したあと、今まで看過されてきた道里表の改訂について各版本別に分析を試みた。それを通じて、乾隆三十二年と四十四年の改訂に大幅な修正が見られることを確認した。前者では配流距離をより綿密に反映することが、後者では多数の配所候補地を確保することがそれぞれ主眼となっていたのである。このような道里表の改訂は、里程配流という法精神と地方の事情という現実問題の調整の過程を示している。

史林 一〇二巻五号 二〇一九年九月

はじめに

道里表とは、配流犯の配所を定めるための清代特有のツールである。流刑・充軍・發遣を主とする清代の配流刑のうち、流刑と充軍の配所はそれぞれ三流道里表^①と軍衛道里表^②(のちには五軍道里表)によって規定されていた。特定の辺境地帯を配所とする前代とは異なり、道里表システムの下では罪人が配流される距離を基準として配所が決定された。これは、犯

罪者を首都つまり文明の中心から辺境に流す配流刑の伝統が失われ、数字——原籍地からの配流距離——だけが強調されるようになったことを意味する。このような道里表の存在は、充軍の「流刑化」、内地軍流犯の過剰収容、新疆への発遣とともに清代配流刑の主たる特徴の一つである。

にもかかわらず、道里表を対象とする研究は活発とはいえない。これは以下の二つの理由で説明できよう。まず、清代の配流刑については辺境への配流刑である発遣が集中的に研究されてきたため、内地への配流刑——流刑と充軍——の配所指定のツールである道里表には関心が及ばなかった。発遣は極限の生活環境と労役、そしてそれを通じての辺境地域の開発といった、一般的に考えられる配流刑のイメージに符合する刑罰にほかならない。しかし、清代の配流刑の中で発遣が台頭したのは乾隆中期以降の現象であり、清代全般にわたり多数を占めていたのが内地への配流刑であったことを看過してはならない。^④

道里表に対する研究が数少ないもう一つの理由は、道里表の史料的安全性にある。一般的に道里表は編纂の提案と表の完成を告げる二つの奏文と、編纂の基準に該当する凡例、そして本文で構成されている。本文は各地域別に指定された配所の羅列が十八巻にわたり続いているので、道里表全体に対する統計作業を前提としなければ一定の成果を期待しがたい。それとともに、実際に道里表に基づいて配流行政が行われていたかどうかは検証されておらず、道里表が示しうるはずの歴史像が明らかにならなかった。

ところが、近年道里表を主たる研究対象とする二件の研究が発表された。その一つは二〇一三年に出版された王雲紅の『清代流放制度研究』^⑤であり、道里表と清代の配所選択を詳しく論じている。氏は明代以前の任意的な配所選定から道里表というツールによる配所選定への変化を高く評価した。道里表は既存の司法執行と一線を画す合理性の産物であり、そのなかで免遣地域を設定していることは清代配流行政の柔軟性の証憑であるとするのである。

しかし、氏の叙述には幾つかの疑問が残る。まず、中国刑罰史において道里表の登場が持つ意味に対する考察が欠如し

ている。道里表を使った配流行政の意義はその合理性だけにあるのではなく、辺境から内地に配所が拡大されたこと、そしてその変化をもたらした配流刑に対する認識の転換や配流犯の管理という現実的な要求を考慮しなければならない。さらに氏は道里表の改訂の性質を十分に説明していない。後述するが、道里表には行政区域の変化に合わせた小幅の修正のみならず、正確な配流距離の達成と配流犯の分散という意図に基づいた大幅の修正も見受けられるのである。

もう一つはフレデリック・コンスタンの研究である。二〇一五年、氏はフランスの中国法制史の研究会である“Legalizing Space in China”⁷⁾、嘉慶十四年(一八〇九年)『五軍道里表』と乾隆八年(一七四三年)『三流道里表』に基づいた配流地図を公開した。この配流地図は道里表の内容をデータ化し、配所となる場所の位置を地図に標示する方式で配所の分布を視覚化したものである。その後、氏は配流地図の成果を含む「清代流放地と法律空間」⁸⁾という論考を発表した。この論考は清代の配流刑が距離の遠近を刑量としたことに着眼し、全中国が「垣のない監獄」として機能したと述べる。

一方、内地の配流犯が加等処罰されると新疆に送られるが恩赦に遇うと回籍できる点で、内地の配所を真の配流地である新疆に流す前の過渡的な空間として把握している。しかし、氏は「辺境Ⅱ真の配流地」という認識を脱け出しておらず、内地配流が盛んに行われたことを十分視野に入れていない。また、分析を特定の道里表に局限しているため、道里表の改訂の意味が明らかになっていない。

筆者はこれまでに、内地配流犯の問題を通じて清代配流刑の実際を検討してきた。二〇一六年の論文では、十八世紀に清朝が内地軍流犯を安定的に管理するために行った政策を取り上げ、新疆への発遣も内地軍流犯の分散の延長線上で捉えられると主張した⁹⁾。そして前稿では、内地軍流犯の問題が浮き彫りになった原因は、充軍が「流刑化」して軍流犯が州県で過剰に収容されたことにあると論じた¹⁰⁾。以上を通じて、配流刑が主な刑罰として機能していた清代の刑罰制度に必然的に随伴する配流犯の管理問題を指摘することで、清朝が当時直面していた行政上・法制上の課題とそれを解決するための努力を明らかにしたのである。

上記の成果を踏まえ、本稿では道里表の構造とその改訂の推移を通じて清代の内地配流の構想と現実を論ずることで、清代配流刑の独特な設計を究明する。まず清代に至るまでの配流刑の歴史の流れをたどった後、次に道里表の構造を検討し、地方における道里表の適用様相を確認する。そして、道里表の編纂および改訂に伴う変化を追跡し、改訂の意図を地方の配流状況のなかで論ずる。

① 三流道里表は乾隆八年のものが最初であり、王雲紅によると、乾隆二十年・同四十九年・嘉慶十六年の版本が存在する。詳しくは、王雲紅『清代流放制度研究』人民出版社、二〇一三年、一四八―一五八頁を参照。

② 雍正八年に最初に作られた当時は『軍衛道里表』という名前であったが、衛所が配所として機能しなくなったことに伴い、乾隆三十二年の改訂本から『五軍道里表』となった。雍正八年・乾隆八年・同三十二年・同四十四年・嘉慶十四年の五つの版本が確認できる。本稿では以下の版本を参照した（雍正八年『軍衛道里表』（雍正『大清會典』卷一四七―一四八（軍衛道里表）、乾隆八年『軍衛道里表』（ハーバード大学燕京研究所蔵本）、乾隆三十二年『五軍道里表』（国立国会図書館蔵本）、乾隆四十四年『五軍道里表』（中華書局影印本、二〇一五年）、嘉慶十四年『五軍道里表』（京都大学文学研究科図書館蔵本））。

③ 発遣に関しては、以下のような優れた研究が蓄積されている。川久保保郎「清代に於ける辺疆への罪徒配流について―清朝の流刑政策と辺疆 その一」『弘前大学人文社会』一五、一九五八年、「清代滿洲の辺疆社会―清朝の流刑政策と辺疆 その二」『同』二七、一九六二年、楊合義「清代東三省開發の先駆者―流人」『東洋史研究』三三―三三、一九七三年、張鉄綱「清代流放制度初探」『歷史檔案』一九八九年三

期、Joanna Waley-Cohen, *Exile in Mid-Qing China*, Yale University Press, 1991、任樹民「清代西部別類移民―軍犯」『青海師專學報』二〇〇六年六期、王雲紅「清代發遣刑論略」『蘭台世界』二〇一一年二期。

④ 乾隆五年『大清律例』の二三四四項目のうち、配流刑関連の項目は四八四項目、そのうち流刑は二〇八項、充軍が二二八項、發遣が二八項を占める（拙稿「清代充軍の『流刑化』と内地軍流犯の過剰問題」『東洋史研究』七六―四、二〇一八年、四三頁）。光緒『大清會典』を検討したターク・ボッデとクラレンス・モリスによれば、三九八七項目のうち、流刑が四〇〇項、充軍が四七六項、發遣が一四三項を占める（Derk Bodde and Clarence Morris, *Law in Imperial China*, Harvard University Press, 1967, p. 104）。

⑤ 王雲紅前掲註①書。

⑥ Frederic Constant, *Punir par l'espace : la peine dexili dans la Chine imperiale*, *Extreme-Orient* 40, 2016（梅凌寒「清代流放地と法律空間」『旧律新詮——《大清律例》國際研討會論文集（第二卷）』、二〇一六年）。

⑦ 拙稿「18세기 清朝의 軍流犯 관리와 新疆으로의 發遣（十八世紀清朝の軍流犯管理と新疆への發遣）」『明清史研究』四五、二〇一六年。

第一章 「辺境配流」から「里程配流」へ

『尚書』の「流宥五刑」という句から分かるように、もともと流刑の刑罰としての意義は、重罪を犯した罪人を殺さずに、皇帝の支配領域内の辺境地帯へ流すことにあった。罪人の立場からすると、生活環境が劣悪な辺境地帯に流され、以前より過酷な生活を送ることが懲罰の一要素であり、皇帝や政府の立場からすると、社会の危険因子である罪人を辺境に流し、社会の安定を図るのが刑罰の目的であった。

このような上古時代の配流刑の理想は、唐代に五刑制度として整備された。唐律では、流二千・流二千五百・流三千の三等級を置き、首都の長安を中心に罪の軽重に応じて配流距離を区分した。これは首都を中心とする九服の同心方式的な配置を連想させるが、犯罪の程度により首都から差等をつけて配流するという構想であった。しかし実際の執行においては、罪の軽重による配流距離の差等が適用されず、三等級の流犯の全員が長安から隔遠する南・西・北の一部辺境地域へ流された。^①

宋代になると、折杖法によって徒刑と流刑が杖刑に換算され、処罰が行われた。その結果、杖刑でなければ死刑になる形態になり、結局死刑と生刑の間に編配が作られた。編配は配流刑の一種であり、罪人を軍隊に送り雑役に従事させるか、沙門島などの遠隔地域に隔離する形であった。元代になると、南人発北・北人発南の構想の下で配流犯が南の風土病(烟瘴)地区である湖広や北の遼陽に流された。^②

五刑制度が復活した明代には、唐律の体系をそのまま受け入れたにもかかわらず、流刑の執行においては違う方式を取っていた。流刑を実刑として執行せず、「贖」というかたちで処理したのである。^③ただし、流刑の設計は洪武三十年(一三九七年)に公布された大明律の「徒流遷徙地方」律から確認できる。罪人が配流される地域として陝西・山東・北平・

広西・福建・広東の六省の荒地や臨海地区が定められており、^④ 罪人を首都からの遠隔地に流すという古代からの理想が継承されている。等級によって配所を区分しない点は唐代と同様であるが、罪人の原籍省別に異なる辺境地域を配所とするように設計した点は唐代と異なっている。一方、贖された流刑の代わりに死刑より一等下位の刑罰になったのが充軍であり、軍犯は各地の衛所に送られ軍戸に編入された。^⑤

要するに、中国の配流刑の歴史において一貫しているのは、辺境地域（唐代の辺境配流、宋代の沙門島、元代の東北地域や烟瘴地区、明代の烟瘴充軍）や軍隊（唐代の辺境配流、宋代の編軍、明代の充軍）を配所に行っていることである。ここには罪人の管理という現実的考慮が作用したと考えられる。そして、律には配流距離の差等が設けられているにもかかわらず、それは実際に罪人が送られる距離とは無関係であり、三等級の流犯はすべて首都から離れた一部の辺境地域に送られていた。このような流れは、清代初期に至っても大きくは変わらなかった。律例で定められた配流距離や配所の代わりに大部分の配流犯が東北地方に流されたのである。^⑥ しかしながら、雍正年間に入ると、名目上の差等に過ぎなかった配流距離が実際の配流行政に反映され、原籍地から距離の差等によって罪人を流すようになった。本稿ではこのような清代の配流行政を「里程配流」と称する。道里表は名目上の配流距離と符合する地域を配所として定めたツールとして、「里程配流」の構想を具現していると言えよう。

① 唐代の流刑の成立と実際に関しては、辻正博『唐宋時代刑罰制度の研究』京都大学学術出版会、二〇一〇年を参照。

② 宋代と元代の配流刑に関しては、滋賀秀三『中国法制史論集』創文社、二〇〇三年と王雲紅前掲（はじめに）註①書を参照。

③ 陶安あんどは、明代に広範囲の贖法が行われた要因として、罰役を常制として活用できる官僚機構や管理技術の発達を挙げる（『中国刑罰史における明代贖法・唐律的「贖刑」概念との比較』『東洋史研究』五七―四、一九九九年、一二三頁）。

④ 『大明律』卷一（徒流遷徙地方）「流三等、照依地里遠近、定發各處荒蕪及瀕海州縣安置。直隸府州流陝西、福建布政司府分流山東・北平、浙江布政司府分流山東・北平、江西布政司府分流廣西、湖廣布政司府分流山東、河南布政司府分流福建、山東布政司府分流福建、山西布政司府分流福建、北平布政司府分流福建、陝西布政司府分流福建、廣西布政司府分流廣東、廣東布政司府分流福建、四川布政司府分流廣西」。

⑤ 明代の充軍に関しては、吳艷紅『明代充軍研究』社会科学文献出版

社、二〇〇三年を参照。

⑥ 王雲紅によると、当時は政治・社会的な状況のため、律例の規定どおりに配流することができず、罪人を中央に送った後、中央から東北

に流すのが一般的であった(王雲紅前掲(はじめに)註①書、一一七～一二三頁)。

第二章 里程配流のツールとしての五軍道里表の構造

本章では、清代の道里表の構造と性格を説明するために軍犯の配所を規定した五軍道里表を取り上げる。五軍道里表がより早い時期から編纂され、より詳細に配所を規定しており、流刑の道里表である三流道里表は五軍道里表の影響下に成立したためである。^①現存する五軍道里表は雍正八年(一七三〇年)『軍衛道里表』、乾隆八年(一七四三年)『軍衛道里表』、同三十二年『五軍道里表』、同四十四年『五軍道里表』、嘉慶十四年(一八〇九年)『五軍道里表』の五種である。本稿では軍犯の道里表を全体的に説明する際は「五軍道里表」と総称し、各版本については版本名を挙げることにする。まず、最も完備した嘉慶十四年『五軍道里表』の実例を通して、五軍道里表の構造を探る。

① 順天府(卷一「順天府」)

順天府属軍犯編發附近・近辺地方

附近…東至奉天停止編發。南至安徽鳳陽府靈璧縣・宿州、又至江蘇淮安府清河縣・山陽縣、又至揚州府宝応縣。西至山西解州夏県・安邑県、又至蒲州府猗氏県、又至絳州聞喜県。北至抵辺不足二千里。以上除東北外、南西俱二千里。

近辺…東至抵辺不足二千五百里。南至安徽廬州府合肥県・舒城縣、又至太平府当塗縣、又至和州、又至江蘇鎮江府丹陽縣、又至常州府武進縣・陽湖縣。西至陝西西安府渭南縣・高陵縣・三原縣・臨潼縣・長安縣・咸寧縣・咸陽縣。北至抵辺不足二千五百里。以上除東北外、南西俱二千五百里。

順天府屬軍犯編發邊遠·極邊地方

邊遠·東至抵邊不足三千里。南至安徽池州府貴池縣、又至安慶府懷寧縣·太湖縣·宿松縣、又至浙江杭州府仁和縣·錢塘縣、又至嘉興府石門縣、又至湖北黃州府黃梅縣。西至陝西鄜州中部縣·洛川縣、又至鳳翔府鳳翔縣·汧陽縣·隴州、又至邠州長武縣、又至甘肅涇州。北至抵邊不足三千里。以上除東北外、南西俱三千里。

極邊·東至抵邊不足四千里。南至福建寧府浦城縣、又至浙江温州府樂清縣、又至江西吉安府萬安縣。西至甘肅蘭州府皋蘭縣·狄道州。北至抵邊不足四千里。以上除東北外、南西俱四千里。

順天府屬軍犯編發烟瘴地方

烟瘴·廣西桂林府全州、廣東南雄州始興縣。

②迪化州（卷十三「甘肅」）

迪化州屬軍犯編發附近·近邊地方

附近·東至本省安西州燉煌縣。南抵邊不足二千里。西至抵邊不足二千里。北至抵邊不足二千里。以上除南西北外、東足二千里。
近邊·東至本省安西州。南至抵邊不足二千五百里。西至抵邊不足二千五百里。北至抵邊不足二千五百里。以上除南西北外、東足二千五百里。

迪化州屬軍犯編發邊遠·極邊地方

邊遠·東至本省肅州。南至抵邊不足三千里。西至抵邊不足三千里。北至抵邊不足三千里。以上除南西北外、東足三千里。
極邊·東至本省涼州府永昌縣·武威縣。南至抵邊不足四千里。西至抵邊不足四千里。北至抵邊不足四千里。以上除南西北外、東足四千里。

迪化州屬軍犯編發烟瘴地方

烟瘴·貴州大定府畢節縣、又至興義府安南縣、雲南曲靖府南寧縣·霑益州·陸涼州·平彝縣。

③ 永北庁 (卷十七「雲南」)

永北庁属軍犯編發附近・近辺地方

附近…東至貴州大定府畢節県、又至安顺府鎮寧州・普定県。南至抵辺不足二千里。西至抵辺不足二千里。北至抵辺不足二千里。以上除南西北外、東足二千里。

近辺…東至貴州貴陽府貴定県・竜里県、又至都勻府都勻県。南至抵辺不足二千五百里。西至抵辺不足二千五百里。北至抵辺不足二千五百里。以上除南西北外、東足二千五百里。

永北庁属軍犯編發辺遠・極辺地方

辺遠…東至广西柳州府懷遠県、又至貴州思州府青溪県・玉屏県。南至抵辺不足三千里。西至抵辺不足三千里。北至抵辺不足三千里。以上除南西北外、東足三千里。

極辺…東至广西桂林府陽朔県、又至平樂府平樂県、又至湖南常德府竜陽県、又至長沙府益陽県。南至抵辺不足四千里。西至抵辺不足四千里。北至抵辺不足四千里。以上除南西北外、東足四千里。

永北庁属軍犯編發烟瘴地方

応發烟瘴人犯、解赴隔遠之広東巡撫衙門、酌撥安置。

嘉慶十四年『五軍道里表』の体系について概括すると、各省別に分冊し十八巻に編成されており、罪人の原籍地を基準として五等級の充軍——附近…二千里、近辺…二千五百里、辺遠…三千里、極辺…四千里、烟瘴…西南の風土病猖獗地区——のそれぞれに応じて配所になる地域を指定している。附近と近辺、辺遠と極辺は同一頁の中で上下に分けて羅列されており、烟瘴は別個の頁に分離されている。以下では、各事項について上記の実例を用いながら説明を加える。

配流の出発点かつ基準点になる罪人の原籍単位は、大体単一の府級行政単位(府・直隸州・直隸庁)である。ここでは、順天府・迪化州・永北庁がそれに当たる。嘉慶十四年『五軍道里表』で確認される原籍単位は二五六個であるが、当時の

府級行政機構の数である二六八個より少ないのは、四川の資州・綿州・茂州・理番庁のように複数の府級行政機構をまとめて一つの原籍単位にした場合があったためである。

一つの原因単位に対しては、複数の県級機構（県・散州・散庁）が配所として指定され、そのうち一ヶ所へ罪人が流されていた。故に厳密に言くと、五軍道里表に記載されているのは、配所ではなく「配所候補地」である。配所候補地としては五つの等級別かつ東西南北の方位別に該当する州県が羅列されていた。^②配所候補地のうち何処へ罪人を流すかに関しては、乾隆年間以後、以下のような手順が決定された。罪人の原籍省の巡撫は、道里表に記載されている配所候補地のうち一ヶ所を選ぶ。ただし、選択できるのは罪人を流す省のみである。流される省が決まったら、該省の巡撫は道里表中の自分の省に属する一州県を選び罪人を安置する。^③すなわち軍犯の配所の選択には、原籍省と収容省の両方がそれぞれ道里表に基づいて関与していたのである。

ところが、地理的な限界、あるいは配流犯の配置が禁じられた免遣地域が存在するため、東西南北の全ての方角に配所候補地が設定できるわけではなかった。乾隆年間を経て、道里表の整備に伴い配流犯を送れない免遣地域が増加した。乾隆十六年、奉天が清朝の「根本重地」という特殊な地位により免遣地域となり、^④十九年には直隸も首都という理由で配流犯を送れなくなった。^⑤

それ以外にも配流犯による問題が発生しうる、あるいはそのような問題が起こってはならない地域に対しては配流が停止された。浙江の玉環庁などは僻地の産塩地区で、私塩を販売する商人がいることを理由に配所候補地から除外された。^⑥ここで当該地域が僻地であることが免遣地域になる一つの理由になったのは、清朝の里程配流が罪人を辺境へ流す既成の配流論理とは全く異なることを示している。そして貴州・四川・湖北・湖南の一部苗疆地域は、それぞれ乾隆十二年、十九年、二十年、三十二年に配流犯が苗民と往来することで治安が悪化すると理由で配所候補地から除外された。^⑦

その結果、①の順天府の東側には免遣地域の奉天があり、さらに東にゆけば辺境に至るため、罪人を送ることができな

かった。そして、②甘肅の迪化州(現在のウルムチ)は、西北辺境にあり、南・西・北に送れば清朝の内地を越えてしまうので、配所候補地を指定できなかつた。これは、③雲南永北庁の事例からも確認できる。それ以外にも海に至る場合(抵海)や、チベット・苗疆・土司に至る場合(抵番・抵苗・抵土司)などのケースが見られる。そして、迪化州と鎮西府(現在のバルクル)以遠には送れないという記載も存在するが、これはウルムチやバルクルが内地配流の配所ではなく、発遣の配所だったためである。

烟瘴充軍の配所になるのは、広西・広東・雲南・貴州の四省の一部州県であつた。①・②の場合が一般的な事例である。一方、烟瘴省分やその隣にある原籍単位の場合は別途の手続きが行われた。雲南の烟瘴軍犯は広東に(③)、広東の者は雲南に、貴州の者は広西に、広西の者は貴州にそれぞれ送られた。この場合に配所となる州県は道里表で定められず、収容省の巡撫が地方の状況を考慮して配置した。また、烟瘴四省の隣省である福建・四川・湖南の烟瘴軍犯は、それぞれ貴州・雲南・広東に送り、同じく収容省の巡撫の配置を待つことになつていた。

配所の分布を確認するため、配所となる八五三個の州県を各省別に集計してみると、嘉慶十四年の時点で省全体が免遣地域であつた直隸を除く全ての省が配所として機能していたことがわかる。省別にみると、江蘇四五個、安徽四〇個、浙江四八個、江西四九個、湖北四四個、湖南四二個、福建四〇個、山東七二個、山西五八個、河南六九個、陝西六五個、甘肅五二個、四川五九個、広東五〇個、広西四五個、雲南四一個、貴州三四個の州県が配所になっている。特に九州の中心ということで中州と呼ばれた河南が雍正八年『軍衛道里表』以来配流地として機能しているのは、辺境配流が終つたことを象徴的に表している。

五軍道里表の配流構造をみると、首都への罪人の配流を禁ずる伝統的な配流刑の原則は守られているが、軍隊への配置や、首都からの遠隔性による差等配置は行われなかつた。唯一の基準は原籍地からの配流距離であり、内地の中央といえども罪人の配置が忌避されることはなかつた。このような里程配流は、内地のほぼ全域を対象にすることで、配所の数を

増やし、罪人の分散配置を可能にする。具体的な配所の指定や改訂の重点は道里表によって異なるが、構造自体は変わらない。では、五軍道里表は実際に設計通り適用されたのだろうか。

① 乾隆八年『三流道里表』徐本等「為請定三流遠近道里事」、乾隆八年、「蓋僉發流犯、名例內但載有一定之省分、三等流犯、均發一省、其道里遠近并未再有區別。如直隸・江蘇・山西三省流犯、俱例發陝西、安徽・浙江・陝西・湖北四省流犯、俱例發山東。各省幅員、既有大小之不同、相距道里、自有遠近之各異。今既按依府分、計算道里、分別僉發。若仍拘原定之省分、則遠近勢難符合。窃查、流分三等、原以道里之遠近、別情罪之重輕。要皆投界他方、期於懲奸止惡也。而名例所載獨定於陝西・山東・浙江・四川・廣東・廣西・福建等七省者、詳究定例之意、或以此等奸徒宜置之荒蕪瀕海地面耳。今陝西等省、已多殷繁富庶之地、而江南等省、亦有臨河濱海之區、又未可以概論。況軍犯現在俱係各省通發、流犯似亦應一體辦理。臣等謹按輿圖及會典內軍衛道里表所載道里遠近、分別三等註明府屬、不拘從前所定七省、詳加酌定、將某省某府屬流犯應流二千里者、僉發何省何府屬安置、應流二千五百里者、僉發何省何府屬安置、應流三千里者、僉發何省何府屬安置、逐省逐府、詳細開載。仍將僉發凡例五條列於冊首、以便遵查。庶各省流犯、遠近悉歸劃一、而輕重均得其平矣」。

② 一方、三流道里表の場合、複数の県級行政単位を配所候補地として設定するのではなく、一つの府級行政単位を配所として指定している。県単位までは規定していないので、三流道里表の配所指定は五軍道里表に比べて、府の選択においては柔軟性が欠如しているが、県の選択においては柔軟性が担保されていると言えよう。実際に県単位の配所選定の権限は知府が有していた（乾隆八年『三流道里表』（凡例）「一、僉解流犯應徑解知府衙門、查流犯定例、向止定有分流省分、并未註明府屬、是以旧例俱由原籍通解、應流省分巡撫衙門、定地駁發。今既定

有府屬、應只行文知照巡撫、一面將人犯徑解知府衙門、令該知府於屬州府界內、通行酌撥、仍令報明該管上司」二、同案流犯應分別安置。查一案人犯、若同發一県、恐互相勾結、致滋事端、應令該管知府分別酌撥安置」。

③ 拙稿前掲（はじめに）註④論文、五三〇五四頁。

④ 光緒「欽定大清會典事例」卷七二一（軍流）、乾隆十六年、「奉天府為國家留都、根本重地。凡發往軍犯、聚集茲土、大為風俗之害。嗣後軍衛道里表內、所載順天等處充軍人犯、編發奉天安置者、悉行停止。如有應遣之犯、照道里相符之江南・山西・山東・陝西等省、分別發遣」。

⑤ 光緒「欽定大清會典事例」卷七二一（軍流）。

⑥ 乾隆三十二年『五軍道里表』（凡例）「一、浙江省之玉環府・定海県、四面環海、島勢孤懸、又係產塩之地、私梟出沒。乾隆三十一年、議准不准僉發人犯。今仍照原議、凡各省應發該二處者、俱另行改編」。

⑦ 乾隆三十二年『五軍道里表』（凡例）「一、貴州省之黎平・鎮遠等府、附近新闢苗疆、乾隆十二年議准、不便聚積軍流人犯。今照原議、凡應發各該府者、俱另行改編」二、四川省之寧遠・雅州・竜安・茂州・西陽・叙永六府州府、附近苗疆、乾隆十九年議准、軍流人犯不便與苗民雜處、今照原議、凡應發各該府州府者、俱另行改編」三、湖北省之鶴峰・長樂・恩施・咸豐・來鳳・利川等州県、俱係苗疆。乾隆二十年議准、停止安插軍犯。今照原議、表內應發各該州県者、俱另行改編」四、湖南水順府屬之水順・竜山・保靖・桑植四県、辰州府屬之乾州・永綏・鳳凰三府、永州府屬之江華、宝慶府屬之城步、沅州府屬之芷江、靖州本州暨所屬綏寧・通道二県、均係苗疆緊要之区。乾

第三章 道里表による配流行政と地方の事情

四川省巴県の清代檔案資料（以下、巴県檔案）は、清代の地方行政および法律運用に関する多数の官文書を含んでおり、配流刑の実態を究明するのにも有効な史料である。まず、乾隆二十二年（一七五七年）に作成された巴県檔案六一二—三四七六の史料を取り上げる。該史料は重慶府の属下である長寿・永川・榮昌・綦江・銅梁・璧山・定遠の各県及び合州それぞれが、該地域を通過する配流犯への支給について重慶府に報告したものである。これをみると、一年に百人以上の配流犯が重慶府を経由して配所に向つていたことと、配流犯一人に五十里当たり米一升・錢五文が支給されたことが確認できる。しかし、ここで注目したいのは、通過する配流犯の原籍と配所、罪状と処罰内容が追跡できる点である。

以下では、そのうち最も多い配流犯を伝送していた長寿県を中心に罪人が道里表通り配置されたか否かを確認する。該史料の末尾には、乾隆二十二年に巴県—長寿—墊江のルートで四川から流されたか、逆のルートで四川に入った人数が一五〇名と記されている。しかし、最初の四、五枚が欠落しており、実際に把握できるのは一一七人で、そのうち家族の身分で従っている十七人を除くと、事情がわかる配流犯の数は百人になる。

そして、該史料には地名や量刑などにおいて相当な誤記が存在することを考慮しなければならない。そのため、ほかの州県の記録を参照して——該史料で各州県はそれぞれ自分の領域を通過する罪人を報告しているが、同一罪人が各州県を通過する日時によって重複記載されるため、交差検証ができる——明らかに誤りと思われる場合は校正して分析した^②。その結果、長寿県を通過する百人のうち、流犯は三二人、軍犯は五八人、遣犯は十人となる。ここでは配置の際に道里表が用いられる流犯と軍犯のみを分析対象とする。

これら九〇人の軍流犯の原籍地と配所を当時使用されたはずの乾隆八年『軍衛道里表』や同年『三流道里表』と対照し

てみると、七九人、つまり九割弱の配流犯が道里表に記載された配所に流されていたことがわかる。一例として軍犯彭開元のケースを挙げると、彼は四川の崇慶州出身で、陳仲元という人を刺し殺した罪で充軍に処された。その結果、湖北の荊州府に流されることになり、巴県―長寿―墊江を経由している。^③ 原籍地である崇慶州は成都府所属であり、乾隆八年『軍衛道里表』によると、成都府出身で辺衛充軍の罪を犯せば、東へは湖北の荊州府や宜昌府、北へは陝西の鳳翔府・寧夏府などに送ることになっていた。彭開元はそのうち荊州府に送られたのである。

しかしながら、十一人は道里表通りに送られていない。そのうちの二人、沈連芳と劉韶はそれぞれ広東韶州府と広西平樂府の出身で、道里表によれば四川の配所として寧遠府と竜安府が指定されているが、実際には重慶府と成都府へ向かっていた。乾隆二十一年、苗人と民人が雑居していることを理由にして、四川の一部地域は配所として使用されなくなった。^④ 彼らはこの条例によって、巡撫衙門が「地方の状況を考慮して」決めた別の州県を配所にするようになったと判断できる。

一方、黄朝相など三人の軍犯は道里表では保寧府閬中県が配所になっているが、実際には順慶府に送られていた。これに関する規定は見つかっていないが、保寧府と順慶府が接していることを考慮すると、閬中県の何らかの事情によつた結果であろうと推測される。

ところが、そもそも四川を配所としない黄州府属の軍犯が四川に流されてきたことや、四川からの配流犯であるが道里表に記載していない配所へ送られている五人の事例も存在する。これらに関しては今のところ説明しがたいが、道里表が実際に司法行政に適用されたのは確かであろう。

これを検証できるもう一つの史料は軍流犯の名簿である。乾隆三十一年と乾隆五十年の巴県の配流犯清冊をみると、配流犯の姓名と原籍地、配所に到着した時期、および判決内容――擬軍・擬流・減流などが簡略に記されるだけで等級までは記されない――が確認できる。そのうち充軍や流刑により巴県へ流された罪人の原籍地を調べてみると、三十一年の場合十七人のうち十五人が、五十年の場合は十六人のうち十一人が道里表の規定どおりに巴県へ送られたことがわかる。

乾隆五十年の清冊で道里表の配所に符合しない配流犯が五人と比較的多いのは、後述する配所調整の条例のためである可能性が高い。

これらの史料は、乾隆年間において道里表が実質的な拘束力を持っていたことを示す。また、四川あるいは他省から送られ重慶府を通過するケース、他省から送られ巴県に安置されたケースであることから、四川に限定される話ではない。つまり、乾隆年間には内地全域にわたり道里表に従う里程配流が行われていたとみて支障はないだろう。

以下に引用する乾隆二十七年と四十五年の記事は、時期的に離れており、この間には道里表も改訂されているが、里程配流に関しては共通した実情を窺わせる。

護福建巡撫德福が「各省の軍流犯は、以前は送るべき省の巡撫衙門に送って安置させましたが、それ以後、上奏を経て道里表に照らして送るべき府に安置することになりました。福寧府を調べると、罪人が二百余名に至っています。道里表に記載された通りに送った結果、各府所属の罪人は福寧府に安置される者が多くなり、日々増えております。彼等はずもともと善良な人間ではないので、集住させるのは不適切です。福寧は僻地の海辺であり、防備は容易ではありません。今後は元通り巡撫衙門に送り融通して安置するようにし、既に到着した配流犯については、すべて調査して均等に改送することをお認め下さい」と上奏し、その通りに執行された。^⑦

刑部が「山西巡撫喀寧阿の『山西の大同・朔平・寧武は以前軍犯が過多だったために、平定・忻州・代州・沁州・保徳州の五州に改めて安置していました。近来調べてみると、罪人が過剰で食糧の入手が困難となっています。そして監視も徹底せず、逃亡し事件を起こすおそれがあります。五州への軍流犯の改置をしばらく停止し、道里表によって定められた府分に安置することを提案いたします』という上奏どおりにすべきだと考えます」と覆奏し、裁可された。^⑧

結論だけみると、前者は道里表の成立以前のように巡撫衙門が配所を決めることを、後者は道里表に依拠することを請う、相反する内容である。しかし、二つの記事からは共通して以下の事実が確認できる。第一に、一定時点では道里表に依拠して罪人の配流がなされていたことである。第二に、道里表に依拠した配置の結果、特定の地域——福建の福寧や山西の大同・朔平・寧武——に罪人が集中する場合があったことである。第三に、上記のような状況になると、巡撫衙門が配所を任意に割り当てることを要請し、これが認められる場合もあったということである。ただし、後者の記事ではその臨機応変の結果、修正した配所でまた罪人が過剰になったため、再び道里表に従うように要請している。

五軍道里表は、短い時は十余年、長い時は三十年を経てから改訂された。これは軍犯の多寡や地方の治安などの実情を踏まえ、道里表がリアルタイムに対応することは不可能であったことを意味する。それゆえ、現地の実情とは噛み合わない配流が時折生ずることや、少数の行政単位に「もともと善良な人間ではない」軍流犯が集中することは避けられなかったのである。そのため福建や山西のように、巡撫の上奏を通じて省が配流犯を配置するか、あるいは既存の軍流犯を他の府州に安置することが許されたと考えられる。

嘉慶十四年『五軍道里表』では、二六八ヶ所の府級機構のうち二一三ヶ所、一五一ヶ所の県級機構のうち八五三ヶ所が、少なくとも一つ以上の原籍単位からの配所になっていた。つまり府級機構の八割弱、県級機構の半数以上へ軍犯が送られていたのである。このような数値から見ると、配流犯の管理は清代の地方官であれば担わざるを得ない任務であったと推測できる。実際に配流犯を監視するのが郷村の保甲組織であったことを想起すると、清代の配流刑は、辺境の一部官僚や軍隊のみならず、内地の州県官ひいては地方の基層組織までが罪人の管理任務を分担する刑罰であったといえる。それゆえ、内地全域への里程配流を執行する際には地方の現状を考慮しなければならなかった。

① ここで扱う巴県檔案の資料は未出版のものである。番号と分類は四
川省檔案館による。

② たとえば、長寿県の史料で、軍犯周万山は「肩州」出身で湖北安陸府に向かっていると書かれているが、肩州という地名は存在しない。

ここで永川・榮昌・璧山の記録を参考すると、彼は「眉州」出身で荊州府へ送られていたことがわかる。そして韓名(明)の場合、南康府南安県人になっているが、南康府には南安県が存在しない。これも他県の記録を参考してみると、南安府南康県出身ということになる。このような交差検証を通して誤記であることが明らかであり、実は道里表に相応する配流とわかるものが六件ある。

③ 巴県檔案六一—三四七六、「軍犯一名彭開元、係崇慶州人、為報明事、戡斃陳仲元軍犯、發荊州府安置。自十月三日准巴県解到、轉解墊江県交替、計程一百五十里、支米三升・錢十五文」。

④ 『大清律例根原』卷十七(徒流遷徙地方)、乾隆二十一年續纂、「一、四川省所屬之寧遠府・茂州・雅州・竜安府・西陽州・叙永庁、湖南省所屬之永順県・靖州・城歩県・江華県・永明県・道州・辰州府・沅州府等處、均係苗民雜居之地、各省有応發軍流等犯、令其解至督撫衙門、就地方情形通融派撥、不得与苗民聚處致生事端。其非附近苗疆之府州、仍照軍流道里表指定地方、徑解該府州轉發」。

⑤ 巴県檔案六一—二二(巴県令葉移交任内経管墊支過監犯棉衣工料銀兩和軍流犯一案清冊卷)、乾隆三十一年、六一—二二—三九一三(巴県為安置軍流犯姓名造冊一本)、乾隆五十年。

⑥ 後述するが、乾隆三十二年の改訂は、配流距離の実質化のため配所を調整することが、四十四年の改訂は、罪人の分散のため配所候補地を多数確保することがそれぞれ主眼となっていた。しかし、いずれの改訂も配流方法や手続きではなく、配所の指定に限られたものであつ

たので、地方の事情のため罪人の再配置を要求して、それが認められる場合があつたという両例の共通性を読み取ることに無理はない。

⑦ 『清高宗実録』卷六五九、乾隆二十七年四月辛巳、「護福建巡撫德福奏、各省軍流人犯、向解應遣省分之巡撫衙門、分別安置。嗣經條奏、照道里表、徑解應遣府分安置。查福寧一府、人犯至二百余名。綠道里表所載、各府屬人犯、應解福寧安置者較多、遂至日增月積。此等本非善類、聚處不宜。福寧僻處海陬、防範尤為不易。請嗣後仍解交巡撫衙門、通融安置、其已到配者、亦容查明均勻改發。從之」。

⑧ 『清高宗実録』卷一一一、乾隆四十五年七月己亥、「刑部議覆、山西巡撫喀寧阿奏稱、山西大同・朔平・寧武前因安置軍流人犯過多、改發平定・忻・代・沁・保德五州屬安置。近查人犯壅積、覓食維艱。且恐稽察難周、脱逃滋事。請將改發五州屬軍流暫停分發、仍照道里表原發府分、酌撥安置。應如所請。報聞」。

⑨ 王亜民・王明陽「明清時期我国基層官制的量變与質變」『南都學壇』三二—三、二〇一二年によると、嘉慶年間當時、散庁が七一か所、散州が一四七か所、県が一八九か所であつた。

⑩ 保甲の管理の下で配流犯たちが如何なる生業に従事していたのかは、乾隆五十三年巴県の「安置軍流遣犯清冊」に詳しく述べられている。これによると、生業が確認できる二十名のうち、年老いて生業のない一人と乞食して過ぐす二人を除けば、全て各々の生業を持っていた。例えば、つめの手入れ、占い師、裁縫師や食堂、水屋、油屋、惣菜屋での労働などである(拙稿前掲(はじめに)註⑦論文)。

第四章 五軍道里表の改訂意図

第一節 五軍道里表の改訂に対する統計分析

本章では、五軍道里表の改訂の様相を確認し、その意図を論じたい。まず、直隸順天府の配所選定に見られる変化を追跡することにする。

【表1】から雍正八年と乾隆八年、乾隆四十四年と嘉慶十四年との類似性が確認できる。【表1】では紙面の制約のため配所候補地を府までしか挙げなかったが、雍正八年と乾隆八年の両表を具体的に探ってみると、附近充軍の配所である泗州潼安衛が撤廃され、極辺充軍の配所である臨洮府蘭州が蘭州府皋蘭県になった行政区画の変動を除けば、全ての配所候補地が一致している。乾隆四十四年と嘉慶十四年の関係も同様である。唯一の変化は烟瘴充軍の配所のうち保昌県が削除されたことであり、これも嘉慶十二年に該県が撤廃されたことを反映したに過ぎない。

しかし、乾隆三十二年と四十四年の道里表では大幅の修正が施されている。三十二年の表では、配所候補地の数が激減し、極辺の蘭州府皋蘭県、烟瘴の桂林府全州を除けば、全て前表とは異なる地域を配所としている（附近の安徽鳳陽府、辺遠の安徽池州府と浙江杭州府は配所となる州県が変更）。つまり、配所候補地が完全に新しく指定されたといっても過言ではない。一方、四十四年は辺遠の杭州府寧海県が除外された以外には、三十二年の配所をそのまま継承したうえに、ほとんどの場合で配所候補地の数が倍以上に増加している。ここから、乾隆三十二年には配所設定の変化が、四十四年には配所候補地の増加があったといえるが、これは順天府にとどまらず、全国的な傾向である。

一方、【表2】の「原籍単位の数」は、「他の原籍単位と配所を同じくする」（某府属軍犯編發地方、付近・近辺・辺遠・極辺・烟瘴以上各等軍犯編發地方、俱与某府同）となっているケースを除外して、独立した原籍単位としてその配所を指定し

【表1】 順天府の配所候補地の変化

配所候補地		雍正八年 『軍衛道里表』	乾隆八年 『軍衛道里表』	乾隆三十二年 『五軍道里表』	乾隆四十四年 『五軍道里表』	嘉慶十四年 『五軍道里表』
附近充軍	東	奉天府の一か所	奉天府の一か所	至奉天停止編發	至奉天停止編發	至奉天停止編發
	南	江南鳳陽府・泗州の五か所	江南鳳陽府・泗州の四か所	安徽鳳陽府の一か所	安徽鳳陽府・江蘇淮安府・揚州府の五か所	安徽鳳陽府・江蘇淮安府・揚州府の五か所
	西	山西太原府・寧武府・保徳州の三か所	山西太原府・寧武府・保徳州の三か所	山西解州の二か所	山西解州・蒲州府・絳州の四か所	山西解州・蒲州府・絳州の四か所
	北	至抵辺不足二千里	至抵辺不足二千里	至抵辺不足二千里	至抵辺不足二千里	至抵辺不足二千里
近辺(辺衛)充軍	東	至抵辺不足二千五百里	至抵辺不足二千五百里	至抵辺不足二千五百里	至抵辺不足二千五百里	至抵辺不足二千五百里
	南	江南安慶府・揚州府の三か所	江南安慶府・揚州府の三か所	安徽廬州府の二か所	安徽廬州府・太平府・滁州・和州・江蘇鎮江府・常州府の八か所	安徽廬州府・太平府・滁州・和州・江蘇鎮江府・常州府の八か所
	西	陝西延安府の二か所	陝西延安府の二か所	陝西西安府の三か所	陝西西安府の七か所	陝西西安府の七か所
	北	至抵辺不足二千五百里	至抵辺不足二千五百里	至抵辺不足二千五百里	至抵辺不足二千五百里	至抵辺不足二千五百里
辺遠充軍	東	至抵辺不足三千里	至抵辺不足三千里	至抵辺不足三千里	至抵辺不足三千里	至抵辺不足三千里
	南	江南池州府・浙江杭州府の四か所	江南池州府・浙江杭州府の四か所	安徽池州府・安慶府・浙江杭州府の五か所	安徽池州府・安慶府・浙江杭州府・嘉興府・湖北黃州府の八か所	安徽池州府・安慶府・浙江杭州府・嘉興府・湖北黃州府の八か所
	西	陝西榆林府・綏徳州の二か所	陝西榆林府・綏徳州の二か所	陝西鄜州の二か所	陝西鄜州・鳳翔府・邠州・甘肅涇州の七か所	陝西鄜州・鳳翔府・邠州・甘肅涇州の七か所
	北	至抵辺不足三千里	至抵辺不足三千里	至抵辺不足三千里	至抵辺不足三千里	至抵辺不足三千里
極辺充軍	東	至抵辺不足四千里	至抵辺不足四千里	至抵辺不足四千里	至抵辺不足四千里	至抵辺不足四千里
	南	福建延平府・浙江台州府の六か所	福建延平府・浙江台州府の六か所	福建建寧府・浙江温州府の二か所	福建建寧府・浙江温州府・江西吉安府の三か所	福建建寧府・浙江温州府・江西吉安府の三か所
	西	陝西臨洮府の三か所	甘肅蘭州府の三か所	甘肅蘭州府の二か所	甘肅蘭州府の二か所	甘肅蘭州府の二か所
	北	至抵辺不足四千里	至抵辺不足四千里	至抵辺不足四千里	至抵辺不足四千里	至抵辺不足四千里
烟瘴充軍	広東広州府、広西桂林府の七か所	広東広州府、広西桂林府の七か所	広西桂林府、広東南雄府の三か所	広西桂林府、広東南雄府の三か所	広西桂林府、広東南雄州の二か所	
候補地の個数	三六	三五	二二	四七	四六	

【表2】 各道里表の配所候補地の数

	原籍単位の数	配流候補地の指定総数	一原籍単位当たり配所候補地の数
雍正八年『軍衛道里表』	一七〇	六九二六	四一
乾隆八年『軍衛道里表』	一八六	七四〇一	四〇
乾隆三十二年『五軍道里表』	二二五	六五三五	三〇
乾隆四十四年『五軍道里表』	二四八	一一七二六	四七
嘉慶十四年『五軍道里表』	二五六	一一六〇九	四五

このような変化をもたらした改訂の意図とは何だろうか。

第二節 乾隆三十二年『五軍道里表』と配流距離の厳密化

乾隆二十七年、礼部尚書管理兵部事務の劉統勳は軍衛道里表を改訂する必要性を以下のように主張した。

臣部の『軍衛道里表』十八卷は、配所を定めて軍犯を送るための書です。凡そ附近・辺衛・辺遠、そして極辺・烟瘴に送るべき罪人は、全て各省の道里の遠近によって四至を掲載し、五軍を分別して参考に供しています。先に乾隆八年に上奏して修正しましたが、明代の『邦政紀略』に沿って編纂・成書したので、その中にはなお地名が互いに異なるか、里数が符合しない処があります。修正を加えて永遠に伝えるべきです^①。

このように、乾隆三十二年『五軍道里表』の改訂の主な目的は『邦政紀略』を踏襲している既存の道里表からの一新であったと思われる。

ている行政区域の数である。そして、原籍単位別に指定されたこれらの配所候補地の数の合計が「指定総数」となる。道里表ではいくつかの原籍単位が同一地域を配所とすることが多いので、配所候補地の数ではなく、「指定総数」を表記した。

ここから全体的な傾向は窺えるが、それでは

それでは、『邦政紀略』の踏襲について遡ってみよう。現存する雍正八年『軍衛道里表』は雍正十一年に発刊された『大清会典』の一章を成す。前掲の『三流道里表』の奏文でも「会典内軍衛道里表」と言っている点を考慮すると、該表は最初から『大清会典』に収録された形で存在した可能性が高い。雍正『大清会典』には、以下のように記す。

配流の則例については兵部武庫司の所掌である。衛所を定めて送る距離の遠近は、これまで明代の『邦政紀略』という一書に従って距離を測り配置して送ってきた。いま衛所には(州県に)合併されたものがあり、州県には(行政区域が)変化したものがある。そこで、直省の各府で附近・辺衛・辺遠・極辺・烟瘴を分けて距離の遠近を詳しく調べて表に列挙し、府のうち例として罪人を配流せずに枷号と鞭打ちのみで処置するようになっている場合は以前の如くする。^②

これを見ると、雍正八年『軍衛道里表』は明代の『邦政紀略』を基礎にして衛所や州県に変化があつた場合を中心に修正したと考えられる。『邦政紀略』は現存しないが、その痕跡をたどってみると、崇禎年間(一六二八年～一六四四年)の兵部尚書陳新甲の著作として記録されている。^③清代に入って、五軍道里表が兵部尚書あるいは兵部の事務統括者により編纂されたことや、崇禎年間に充軍制度が距離別の五軍に整理されたことを考えれば、ここでいう『邦政紀略』は、陳新甲の著作を指しているとみてよいだろう。具体的な内容は不明とするしかないが、軍衛道里表の作成のために参考にしたという記録が以後の表からも確認できるので、軍犯の配所指定に関する内容を含んでいたことは確かであろう。

雍正八年『軍衛道里表』が『邦政紀略』を踏襲したことは、それ以後の五軍道里表とは異なり、該道里表の編纂基準や編纂者が確認できないことにも示されている。そして、乾隆八年『軍衛道里表』編纂の責任者である鄂爾泰は、雍正八年『五軍道里表』は明代の『邦政紀略』を継承して編纂したものであり、各省の新設した府や直隸州が記載されていないことが多いので新しい道里表を編纂すると述べている。^④

しかし、乾隆八年『軍衛道里表』も上記した乾隆三十二年『五軍道里表』の編纂背景からわかるように、雍正八年の道里表ひいては『邦政紀略』から大きくは変わっていない。すでに順天府について雍正八年と乾隆八年の配流候補地がほとんど変わっていないことは確認したが、それ以外でも、幾つかの行政区域の変化を除けば、各原籍単位別にはほぼ同一州県が配所になっていることが分かる。例えば、貴州鎮遠府など五つの原籍単位からの配所となる陝西の臨洮府所属の狄道州が甘肅蘭州府の所属になったことや、山西平陽府等の地からの配所である山東の莒州が直隸州から沂州府属になったこと、江南邳州の属県であった宿遷県と睢寧県が、邳州が徐州府の所属になったことにつれ所屬が修正されたに過ぎない。ただし、新設した府州の場合に限っては新しく配所を定めた。つまり、『邦政紀略』、雍正八年『軍衛道里表』、乾隆八年『軍衛道里表』の間の改訂は、行政区域の変化を主とする僅かな修正に止まっていた。

そうであれば、何故乾隆三十二年の道里表では『邦政紀略』に沿った既存の体制を覆し、新しく配所を指定する必要があるのか。前掲した劉統勳の奏文の後半部を紹介する。

各直省について定めた距離に関しては、以前は昔の本（『邦政紀略』）によっており、確実に検討することはございませんでした。臣部が累次調査を行った結果と各省の督撫の報告によれば、例えば広東肇慶府から二千五百里の辺衛に送る場所は四川成都府となっています（成都府は）八千余里も離れています。江南常州府の辺衛充軍の人犯は法律では二千五百里を送るべきですが、道里表に記される東の浙江温州府所属州県は、調べると一千六百余里に過ぎないのに対し、常州府の附近人犯であれば、法律では二千余里を送るべきですが、道里表に記される南の福建福州等府はほとんど三千里に近く、明らかに逆になっています。それ以外の各省もこのようにずれているものが極めて多くあります。五等の充軍の趣旨は、もともと遠隔地に送るというものです。もし距離の遠近にいったん違いが生じれば、犯罪の軽重に対応しなくなり、ことは罪名の区分に関わるのに、甚だ公平を欠くこととなります。…（中略）…臣部は各省督撫に通行して駅路沿いの州県に命じ、駅路による距離の調査を待ち、距離の遠近に不均衡があれば、た

だちに事実によって逐一報告させます。そして改訂すべき地方は各隣省に照会して調べさせ、距離を分析して冊を作り臣部に報告させます。^⑦

つまり、乾隆八年『軍衛道里表』は明代の『邦政紀略』を継承しながら実距離を調査しなかったため、実際には八千里離れた地方を二千五百里の辺衛充軍にあてたり、規定で附近充軍は二千里となっているのに三千里離れた地方に送ることになっていたといった問題があったのである。

距離の誤りは劉統勳が挙げる事例に局限されない。たとえば、乾隆八年の表では、臨安府の附近充軍の配所として四川成都府が、辺遠充軍の配所として順慶府が載せられているが、両地域間の距離は『清史稿』によると、六二〇里に過ぎない^⑧。そして、湖南の常德府と郴州は南北で千里近く離れているにもかかわらず、極辺充軍の北の配所として同じく山西朔平府の右玉県、大同府の陽高県が設定されている。このような誤りを解消した一例が、【表1】から確認できる順天府の配所候補地の全面的な交替だと思われる。

ここで注目すべきは、「もし距離の遠近にいったん違いが生じれば、犯罪の軽重に対応しなくなる」という表現である。これ以後の道里表全てに同様の表現が見える。つまり、すくなくとも乾隆八年『軍衛道里表』の修正が提案された乾隆二十七年以後に、清朝が実際配流距離と刑名上の配流距離との一致を刑罰における整合性の前提として認識し、より綿密に実現しようとしたことを示す。ここで、道里表自体が里程配流のツールであることを考慮すると、里程の整合性に対する問題意識は、新しいものというよりは、それまでうまく実現できなかったことを改善しようとしたものと考えらるべきである。

配所指定においてこうした里程配流の原則を実現するためのルールが以下の条例であり、これは以後の道里表にも字句の修正はあるが、ほぼ同様に載せられている。

法律で附近充軍は二千里を送り、近辺充軍は二千五百里を送り、辺遠充軍は三千里を送り、極辺充軍は四千里を送るようになってくる。各等級の軍犯は、もともと罪状の軽重によって距離の遠近を定めたのである。しかし、旧表に載せられた距離は錯誤が数百里から千余里に及ぶ。いま各省から送ってきた印冊に照らして距離を計算して逐一改正する。距離に差異があつて二千里・三千里の數に符合しない場合は、附近・近辺充軍の多寡は百里を限度とし、辺遠・極辺充軍の多寡は二百里を限度とする。^⑨

ここからは道里表で配所を指定するにあたり、二千里流す付近充軍や二千五百里流す近辺充軍は百里、三千里流す辺遠充軍や四千里流す極辺充軍は二百里までの誤差を許容したことがわかる。この条例は道里表の編纂過程を窺わせるとともに、里程の厳密さが重視されるようになったことを示す。また、このため、旧表が実際距離に符合するか否かを各省に検討させた後、兵部がもう一度調査して修正する過程を経ていた。^⑩

一方、五軍道里表の改訂過程において漸次原籍単位が細分化したことも、里程配流の厳密な実現を志向した結果と考えられる。『邦政紀略』以前の明代の流刑では十三省を単位としたため、同じ省の出身者は一つのグループとして配所が定められる設計であつた。しかし、【表2】からわかるように、清代の場合、主に府級行政機構を基準として雍正八年『軍衛道里表』で一七〇個の原籍単位が設定されて以来、乾隆八年『軍衛道里表』では新設した州府十六か所を加えて一八六個になった。さらに、乾隆三十二年『五軍道里表』では原籍単位の數が二一五個に増加する。これは、新設した府州を新しい原籍単位として追加した結果ではなく、旧表では隣接した府州の配所指定に従うことにしていた府州に対しても各々新しく配所を指定した結果であつた。

これは、具体的な事例を検討することで明らかになる。たとえば、八年の表では潁州府と泗州は一つ of 原籍単位に設定され、かつ鳳陽府の配置に従う（潁州府・泗州以上一府一州軍犯編發地方・付近・辺衛・辺遠・極辺・烟瘴、以上各等州軍衛分、俱与鳳陽府同）ことになつていたが、三十二年の表ではそれぞれ別個に配所候補地が指定されるようになった。それ以外

にも、山東の泰安府や武定府、山西の解州・絳州などは、府級行政単位であったにも関わらず、道里表上では一つの原籍単位として扱われていなかったが、三十二年から各々配所候補地を持つようになった。つまり、別個の行政単位を独立した原籍単位にすることで、より厳密な里程配流を実現しようとしたのである。

では、このように、乾隆三十二年の段階で刑量と距離の符合が重視された原因は何処にあったのか。その原因を乾隆期の配流刑の实情から探りたい。清代の法制で発遣・充軍・流刑・徒刑の層位構造により量刑の秩序が実現していた。しかしながら、雍正・乾隆年間を経て、軍犯は全て衛所ではなく州県に流され、差役もなくなり、流刑と区分される充軍の特性が消滅した(充軍の「流刑化」^①)。その結果、配所での流犯と軍犯との区別がなくなった。地方官個人の判断によって両者を差等して待遇する場合があるにせよ、彼らを区分して管理する指針や基準は存在しなかった。

つまり、この時期になると、充軍と流刑が別の刑量として機能するのは配所を定めて流すまでのことで、配所での罪人の生活には影響しなかった。このような状況で最も客観的かつ現実的な配流刑内の刑量区分として浮かび上がったのが、配流距離であったろう。充軍の流刑化が進んでいた乾隆年間前半の实情からして、正確な里程配流の実現が刑罰の整合性に関わるという考え方が強調されたのである。そして、配流距離を厳密にした結果、【表1】の順天府の事例のように配所候補地が再編成されたと判断される。

また、旧表では衛所も配所として定められていたが、この表には充軍の配所が州県のみとなったことが反映され、道里表の名前が「五軍道里表」に、五軍の二番目の等級である辺衛充軍が近辺充軍に変わった。要するに、乾隆三十二年の改訂は『邦政紀略』から脱皮して、清代の特殊性がその中に投影されたといえる。

最後に、【表2】で「一原籍単位当たり配所候補地の数」が乾隆三十二年の道里表で激減したことについて説明を加えたい。まず、考えられる原因の一つは配所となる単位の数自体が減少したことである。乾隆年間を経て、配流犯を送れない免遣地域が増加した。配所となりうる州県の数が増減すると、「一原籍単位当たり配所候補地の数」も減少するのは自

然な帰結であろう。乾隆八年『軍衛道里表』で指定した配所のうち免遣地域になった州県の数は、全体の一割以上にあたる一〇一か所であり、影響が少なかつたとはいえない。

しかし、それ以上の要因として、距離の実測による配所再編成という乾隆三十二年の修正において、配所候補地を多数指定することが考慮されなかつたことが挙げられる。上述したように、三十二年の改訂の主な目的は、配流距離と符合する配所候補地の設定であり、候補地の数に関しては言及していない。そして、後述する四十四年の改訂からわかるが、多数の候補地を指定する余地がなかつたわけでもない——四十四年の表でも距離という配所設定の基準はそのままであり、新しく配所として指定された州県も多くないが、一原籍単位当たり配所候補地の数は増加する——ので、これは三十二年の修正において配所候補地を多数指定するという意識が欠如していたとしか考えられない。

『邦政紀略』を踏襲したことで批判された雍正八年と乾隆八年の道里表は、距離が不正確にせよ、「一原籍単位当たり配所候補地の数」は多数確保していた。乾隆三十二年の表で最も配所候補地が多い湖北施南府が全三八ヶ所であったのに対し、以前の両版本は一原籍単位当たり配所候補地の数の平均がそれを上回っていた。おそらく、『邦政紀略』では、なるべく多い配所候補地を指定しておくという方針が存在し、乾隆八年までの道里表では、それを意識しないまま継承していたと判断される。

しかしながら、三十二年の道里表の修正を行った官僚たちは、明代の遺産から脱皮する過程で、そこに込められていた一つの腹案——できる限り多数の配所を指定して罪人を分散すること——をも破棄してしまったのである。これが失策であったことに気付くには長い時間がかからなかつた。改訂が終わってわずか八年後、また道里表の改訂が提案されたのである。そしてその改訂の主眼は、「一原籍単位当たり配所候補地の数」を増やすことにあった。

第三節 乾隆四十四年『五軍道里表』と罪人分散

前節では乾隆三十二年『五軍道里表』の大改訂の意図が同一刑量に対する同一距離の配流、即ち里程配流のより綿密な実現にあったことを明らかにした。その意図はそれ以後の道里表の改訂にも一貫して維持された。ところが、乾隆四十年には新たに改訂が提議され、そこには既存の改訂には見られないもう一つの意図が確認できる。

乾隆二十七年に修正をご提案して以来(完成したのは三十二年)、十余年になりますが、各省の督撫から府州県の置廃や治所の移動のために原表の地名や里数と符合しない処が多々あることが報告されています。…(中略)…また刑部の覆奏によると、浙江・広西・山西・湖北の各省所属の府分で軍流犯の数が多過ぎる場合には、該巡撫に命令して軍流犯が少ない府に分散して安置させるとのことですが、これもまた五軍道里表の里数に応じて地方を定めるべきです。もし別に距離の遠近を詳しく調べて定めなければ、小さな差異でも犯罪の軽重に見合わなくなります。定例に関わる問題なので編纂するのが当然であり、旨を請うて重修すべきであります。お許しいただけるのであれば、臣部が各省督撫に通行して詳しく調査を加え、もし地方の違いや道里の多寡、改設した州県があれば、実情を報告させます。修正すべき地方には各隣省および接壤している所に移文を送り調べさせ、里数を分析して冊子を作り臣部に報告させます。そして、均等に分派する罪人は、表内の里程の遠近によってその地方を定め詳細に報告させます。¹²⁾

傍線部に見られるのは、特定の配所に罪人が過度に集中していることへの認識である。これは以前の改訂からは確認できない新しい課題である。

これを説明するためには、乾隆年間前半の状況を理解する必要がある。乾隆八年に軍犯と流犯の全てを道里表に依拠して送ることとした後、地方では軍流犯の管理問題が浮上した。¹³⁾ 清代以前には辺境地域や軍隊に、清初には東北地方に罪人

が送られたため、内地の州県官が配流犯を管理することは未曾有の事態であった。また、配流刑が刑罰全体のうち大きな比重を占めており、贖罪もあまり行われていない実情もあって、内地の軍流犯は増加の一途をたどった。ゆえに清朝は軍流犯の管理のため様々な方法を試した。軍流犯の再犯を防ぐため彼が配所での生活に適應するまで糧食を支給することや再犯時の処罰を強化すること、赦免を通じて配所での軍流犯の数を減らすこと、軍流犯の問題が大きな事件に拡大しうる地域を免遣地域として指定したことなどが挙げられる。¹⁵⁾

これに加えて、一地域で管理する配流犯の増加によって問題が起きているという地方官の報告がしばしば確認できる。¹⁶⁾ 主な問題は民から財物を奪うことであった。たとえば、雍正九年（一七三一）の西安按察使楊秘の上奏によると、配流犯が逃げると管理を担当する里甲が問責されるので、里甲は罪人たちの言うことを聞かざるを得ず、彼らの要求のままに物を集めて与えるしなくなっていた。¹⁷⁾

しかし、乾隆三十二年の道里表は、一原籍単位当たりの配所候補地の数を減少させた。これは同一原籍出身の罪人が一地域に集中する可能性がより高くなることを意味する。ゆえに、今回の改訂では各原籍地別に配流距離に符合する「多数の候補地」を確保することで、配流犯の過剰収容の問題を解決しようとしたのである。この意図は奏文のなかで強調されているわけではないが、結果としては大きな変化を導いた。既述したように、三十二年の配所指定はほぼ四十四年の表に継承されたが、その上に候補地が大幅に追加されていた（表2）での「一原籍単位当たり配所候補地の数」が三〇から四七に増加）。清朝がなるべく多くの配所候補地の確保を目指したのは、道里表の改定要素を示す凡例の条文からも明らかである。

一、旧表内の各府州県では四方に軍犯を送っているが、ただ一か所に送っている場合もあれば、路を分けてあまねく送っている場合もある。いま（各省が州県間の距離を調査して送ってきた）冊によって路を分ける地方を詳しく検討した。四方で距離が符合する州県は地図を参考にして全て道里表に加え入れることで、送る罪人を均等に安置し、罪人が集まることによる弊害を防ぐことが

期待される。

一、旧表内の各府州県では四方に軍犯を送っているが、辺境や海に達していることを明示して配流を停止したところがある。いま冊によって各府州県の距離が現実には即しているかを詳しく検討し、辺境や海に達しているところほとんどおり道里表内に表示するが、もしなおも配流できるところがあれば、距離を計算して地方を確定し、一律に改正して罪人を送る。¹⁸⁾

前者の条項は配流里程内で里程に符合する地域を詳細に検討して配所候補地として追加したことを表している。「地図を参考にして全て道里表に加え入れることで、送る罪人を均等に安置し、罪人が集まることによる弊害を防ぐ」とあることから、条文の目的がより多くの配所候補地の確保による罪人の分散にあったことが察せられる。後者は辺境や海に面していることで罪人が送れないと判断した場所でも、里程を厳密に計って配流可能であれば、道里表に追加したと記している。要するに、両者とも改正上の主眼がより多くの配所候補地の確保にあることを示しているのである。

ところが、当該指針で得られる改訂とは、一つは原籍単位からの罪人の分散であり、必ずしも全国的な分散には至らない。そして全国で配所として機能する州県が増加しなければ、一つは原籍単位に対して配所候補地を増やしても、結局罪人の過剰収容を免れない。しかし、配所候補地の絶対的な数を増やすのは、免遣地域の存在のため容易ではなかった。

つまり、罪人の分散を目指すとしても、配所の増加を通じての罪人の分散はすでに限界に直面し、清朝は一原籍単位当たりの配所候補地を多数確保することに止まるしかなかった。このような状況で設けられたのが以下の条例である。

各省に安置する軍犯について刑部が上奏し、各府州の罪人が過多であれば、軍犯が少ない府州に分けて安置することを許された。また、我が兵部は、集中している軍犯をあまねく分けて送るにあたり、道里表に記載された距離の遠近によって、分けて送る配所を定めて各省から報告すべきであると上奏した。順天・奉天・直隸のように条例で軍犯を安置しない場合のほか、福建を調べてみると、巡撫は「現在各府州に安置した軍犯が多くないため、均等に定める地方を定めておく必要はない」と言った。そして、江西・

山東の二省の巡撫は、「各府州の罪人を道里表に載せている地方に安置しているが、多寡が均一であるため、均等にする地方を定めておく必要はない」と言った。その他各省が調整して送るべき府州の罪人は、隣接地方の罪人の多寡を考慮して均等に流すことにする。¹⁹⁾

この条例は、軍犯が過剰収容されている省内の一部地域に限って、該省の巡撫が省内の他の地域に罪人を送り分散することを可能にする。そのために配流犯が集中している場所と、その地域から罪人を調整して送る候補地を各省から報告させ、一種の配所調整のリストを作成したのである。ここで分散する必要がないと答えた福建・江西・山東の配所指定の推移を探ってみると、他省に比べて罪人が少なく送られるか、改訂に際して著しい変化が確認できるわけではない。当該三省は道里表通りに配流することで、罪人の集中が問題にまでならなかったと判断される。

ここで注目すべきは、安徽・四川・広東・広西の四省である。上記の三省を除いた他省の場合も、ある程度配所の調整が許されたが、この四省の配所調整リストでは、配流犯の調整が必要な地域として一部地域ではなくほぼ省の全域が羅列されている。そして、この調整の権利は督撫が持っていた。安徽の例をみると、当時軍犯の配所として指定されていた府級機構は、安慶府・徽州府・寧国府・池州府・太平府・廬州府・鳳陽府・潁州府・六安州・滁州・泗州・和州の八府四州であり、広徳州を除いた全ての府級機構が軍犯の配所となっていた。ところが、上記条例に添付されている配所調整リストは、これら八府四州全部に対して各々調整先となる府州を記載している。²⁰⁾すなわち、一府州での軍犯の過剰収容を省段階で解決できるようにしたのである。

この条例の実行を示すのが、前述した巴県の軍犯のケースであろう。第三章で言及した乾隆五十年の名簿の中では、道里表によれば巴県に送ることができないが、実際には巴県に送られた罪人が少なからず存在した。例えば、乾隆四十九年に巴県に流された鄒添喜という軍犯は江西南昌府靖安県出身であった。元々南昌府は、巴県ではなく四川の夔州府や忠州等地を軍犯の配所としていたが、忠州に送られる罪人は配所調整の条例により、代わりに重慶府へ送ることができた。こ

のような場合、道里表の本文に明示されていない配所でも地方の事情に応じて罪人が送れるようになったのである。

つまり、乾隆四十四年の道里表では、罪人の分散という目的の下、罪人を送る側と收容する側、それぞれへの措置が施されていた。まず、送る側からは一つの原籍単位当たりの配所候補地の数を増やすことで、同郷の罪人が特定地域に集中する可能性を制限した。一方、收容する側には条例を設けて、里程と符合する範囲のなかで配所における罪人の多寡を調整することを許した。

このような措置は、配所の再指定の過程で一原籍単位当たりの配所候補地の数を激減させてしまった乾隆三十二年の道里表に比べると、里程配流の性質は多少柔軟になったといえるが、²⁾その背景には実際に配流刑を執行する——送る側も受ける側の双方——地方への配慮があったと思われる。

乾隆四十四年の道里表は嘉慶十四年に小幅の修正が行われただけで、それ以後の改訂はなかった。これは、四十四年の表が軍犯配置のツールとしてある程度整備された段階に入ったことを意味する。該表は、道里表による里程配流が発生させうる問題——特定地域での罪人の過剰收容——を表内で解消するための処置を含んでいたのである。

- ① 乾隆三十二年『五軍道里表』劉統勳等「為請修軍衛道里表事」、乾隆二十七年、「窃臣部軍衛道里表十八卷、為定地編發軍犯之書。凡竄發附近・辺衛・辺遠暨極辺・烟瘴等犯、俱按各直省道里之遠近、開載四至、分別五軍、俾可按籍而稽。先於乾隆八年曾經奏明修輯、但祇沿明代邦政紀略編纂成書、其中尚有地名互異、及里數不符之處、自宜重加釐訂、以垂永久」。
- ② 雍正『大清會典』卷一四七〈軍衛道里表上〉、「編發則例、事隸武庫、其定衛發遣道里遠近、向沿明代邦政紀略一書、計里充發。今衛所有歸併、州県有改更。謹按、直省各府、分附近・辺衛・辺遠・極辺・烟瘴、詳核道里遠近、列著為表、至府分有例不充發、止以枷責完結者、仍因其習」。
- ③ 万斯同撰『明史』卷一三六。
- ④ 編纂者が明示されていない雍正八年『軍衛道里表』を除き、以後の四つはそれぞれ内閣大学士総理兵部事務であった鄂爾泰と尹繼善、兵部尚書であった福隆安と明亮の主導で編纂された。
- ⑤ 吳興紅前掲〈第一章〉、註⑤書、一一三—一四頁。
- ⑥ 乾隆八年『軍衛道里表』鄂爾泰等「為進呈軍衛道里表事」、乾隆八年、「先經臣部奏稱、查軍衛道里表、係沿明代邦政紀略一書編載、現今各省添設府分直隸州、未經開載者甚多」。
- ⑦ 前掲註①史料「至各直省所定道里、向緣因故籍、未及確加核勘、屢經臣部行查、及各督撫咨報、如廣東肇慶府應發二千五百里辺衛、至四川成都府、遠有八千余里。又江南常州府辺衛人犯、例應發二千五百里

而表内所開東至浙江温州府屬、查止一千六百余里、其常州府附近人犯、例應發二千里、而表内所開南至閩省福州等府、幾及三千里、顯然倒置。其余各省如此舛錯者甚多。夫五等編軍、原即移郊移遠之遺意。若道里之遠近一差、即与犯罪之重輕不協、事閩區別罪名、尤無以昭平。：

(中略)：臣部通行各該督撫、令飭沿途州縣、俟站詳查、如有多寡不均處所、即行拋奏開報、並將應改定地方、移查各隣省、分晰里數、造冊報部。

⑧ 『清史稿』卷六九(地理十六)「順慶府。順治初、因明制、領州二。順慶府。嘉慶十九年、改大竹・渠屬綏定府。西南距省治六百二十里。」

⑨ 乾隆三十二年『五軍道里表』(凡例)「一、例載附近充軍者、發二千里、辺衛充軍者、發二千五百里、辺遠充軍者、發三千里、極辺充軍者、發四千里。是各等軍犯、原以情罪之輕重、定道里之遠近。旧表所載道里、舛錯數百里及千余里不等、今悉照各省送到印冊、核算道里、逐一更正。至道里參差不能適符二千・三千之數者、附近・辺衛多寡、以百里為律、辺遠・極辺多寡、以二百里為律。」

⑩ 乾隆三十二年『五軍道里表』尹繼善等「為纂輯軍衛道里表告竣事」、乾隆三十二年、「行文各省去後、嗣據各該督撫府尹陸續造冊報部。臣等督率滿漢司員、逐省詳細檢查、内有道里遠近多寡不符、及改設府州縣治應行增改之処、俱按照冊造悉心編纂。」

⑪ 拙稿前掲(はじめ)註④論文。

⑫ 乾隆四十四年『五軍道里表』福隆安等「為請修五軍道里表事」、乾隆四十年、「自乾隆二十七年奏明修輯後、至今十有餘年、各省督撫陸續奏准、將府州縣裁改添設移駐、与原表地名互異、及里數不符之処甚多。：(中略)：又拠刑部議覆、浙江・広西・山西・湖北各省所屬府分、有軍流人犯過多者、准令各該撫勻撥軍流數少之府屬安插、亦应按照五軍道里表里數、酌定地方。若不另為詳悉酌定道里之遠近、少差即与犯罪之輕重不協。事閩定例、應行纂輯、相応請旨、重加修輯。如蒙

俞允、臣部通行各省督撫、詳加查核、如有地方互異道里多寡、及改設府州縣之処、即行拋奏開報。其應改地方、移查各隣省并接壤處所、分晰里數、造冊報部。并將均勻派撥人犯、按照表内道里遠近、酌定分派地方、詳悉報部。」

⑬ 拙稿前掲(はじめ)註④論文。

⑭ 明代とは異なり、清朝は徒刑以上の罪に關して、条例に規定されている場合に限って贖罪を許す方針を保持した。明代には充軍と実犯死罪を除く殆どの場合に贖罪が認められたのに対し、清代には犯罪状況によつて贖罪の可否を例に明示して贖罪自体を嚴重に行う一方で、充軍も贖罪の範囲に入れた(拙稿前掲(はじめ)註④論文)。

⑮ 拙稿前掲(はじめ)註⑦論文。

⑯ 拙稿前掲(はじめ)註⑦論文。

⑰ 楊勳「為敬陳一得之患仰祈睿監事」(『宮中檔雍正朝奏摺』(国立故宫博物院、一九七八年)、雍正九年、「到配之後、該里甲出具收管、不得不給以飲食、援以房屋、而其中姦惡之輩、輒向里民橫行勒索、甚至於集鎮交易處所、恃強取討、里民恐其脫逃受責、不敢与争、只得隱忍湊給、久之習慣成俗、流民竟視為分所心得、毫無顧忌、更不別謀養生、是以有罪流民養成遊惰、反令無辜赤子受累無窮。」

⑱ 乾隆四十四年『五軍道里表』(凡例)「一、旧表内各府州縣編發軍犯四至地方、有專指一処編發者、有分路於各処勻發者、今拠冊詳加參酌其分路地方、凡有四至道里相符合之州縣、參考輿圖、悉於表内核算增入、庶使凶兇人犯、可以均勻安置、不致積聚滋事」、一、旧表内各府州縣編發軍犯四至地方、有註明抵辺抵海、停其編發者。今拠冊、於各府州縣道里、詳加較核其美、已抵辺抵海者、仍於表内註明、如尚有可發之処、俱按計里數、核定地方、一律改正編發。」

⑲ 乾隆四十四年『五軍道里表』(凡例)「一、各省安置軍犯、經刑部奏准、各府州人犯過多、准令勻撥數少之府州安插、又經臣部奏明、各省

勻撥軍犯、仍應按照表內道里遠近、酌定派撥地方報部。除順天・奉天・直隸例不安挿軍犯外、查福建省擬該撫奏明、現在各府州安置人犯均屬無多、毋庸酌定勻撥地方、又江西・山東二省、亦擬該撫咨明、各府州人犯向照表載地方安置、并無多寡不均、無庸酌定勻撥地方、至其餘各省應行勻撥之各府州、俱按照各該省指定附近地方多寡勻撥」。

②〇 乾隆四十四年『五軍道里表』(凡例)「安徽省、安慶府屬軍犯於池州府・廬州府・徽州府・六安州勻撥、徽州府屬軍犯於安慶府・寧國府・池州府勻撥、寧國府屬軍犯於徽州府・池州府・太平府勻撥、池州府屬軍犯於安慶府・徽州府・寧國府勻撥、太平府屬軍犯於寧國府・和州勻撥、廬州府屬軍犯於安慶府・鳳陽府・六安州・和州勻撥、鳳陽府屬軍

おわりに

以上、道里表が具現している清代の「里程配流」の構想と現実を考察してきた。もともと配流刑とは、王朝の支配が及ぶ範囲の辺境地域へ罪人を流すことであり、唐代から元代に至る辺境配流や明代流刑の設計はこのような配流刑の伝統をよく表している。しかしながら、清代の里程配流は、辺境配流の伝統とは全く異なっていた。府を原籍単位とし、配流距離により罪人が送られるようになり、里程が符合すれば一部例外を除き内地のどこにでも流された。そして配流犯が官ではなく保甲により管理されたことを想起すると、清代の配流刑はそれこそ全国を配所とし、全人民が管理する刑罰であったとみなしてよからう。

清朝は道里表において、乾隆初期までは明末に試みられた配流規定(『邦政紀略』)に合わせた最小限の改訂に止まっていた。しかし、軍犯を衛所ではなく州県に送る改革にもない配流距離が強調されるようになり、明代以来の配所規定が実距離と符合しないという問題が指摘された。それを解決するために、より綿密に距離を測定する方向で乾隆三十二年に『五軍道里表』が改訂され、それ以後里程の実測は道里表を改訂する際の主要指針となった。ところが、その修正のなか

犯於廬州府・穎州府・滁州・泗州勻撥、穎州府屬軍犯於鳳陽府・六安州勻撥、六安州屬軍犯於安慶府・廬州府・穎州府勻撥、滁州屬軍犯於鳳陽府・和州・泗州勻撥、泗州屬軍犯於鳳陽府・滁州勻撥、和州屬軍犯於太平府・廬州府・滁州勻撥」。

②① たとえば、江西贛州府属の附近軍犯の配所としては、安徽鳳陽府の定遠県と鳳陽県が設定されている。ここで上記の条項によって鳳陽府を配所とする軍犯は穎州府に移すことができる。すると、贛州府の附近軍犯が穎州府に配置されることになるが、穎州府属の亳州は贛州府の近辺軍犯の配所であるため、異なる等級の充軍を犯した者が同一の配所に送られるようになる。

で一原籍単位当たりの配所候補地の数が減り、罪人が一部州県で過剰収容される問題が浮き彫りになる。乾隆四十四年『五軍道里表』はこのような問題に対応したものであり、できる限り配所候補地の数を増やし、地方の臨機応変を可能にする改訂の所産であった。

最後に、このような道里表の改訂の裏面に存在していた道里表の役割の一つが配流犯の分散であったことを強調したい。上古時代に死刑より一等下位の重刑として機能した肉刑が、漢代に入り肉体毀損を伴わない労役刑に代替され、宋代貨幣経済の流れに合わせて労役のない配流刑に変化したという滋賀秀三の指摘^①は今なお有効である。ただし、明代でも相変わらず刑罰制度全般にわたって労役刑が主要な役割を担っていた点を指摘しなければならぬ。労役刑と配流刑の性格を兼備した充軍が主な刑罰として使用されていたのである。しかし、清代になると、徒刑は一省内の有期配流刑に変質し、充軍は「軍役に充てる」という労役の要素が脱落して事実上の配流刑になってしまう。すなわち、刑罰制度の側面からみると、清代は「配流刑の時代」と理解して差し支えない。そして、明代とは異なり、配流刑に処された罪人が贖されずに実際に流されて、配流犯の数自体が増加したことも看過できない。このような配流刑本位の刑罰制度により発生した多種多数の配流犯を一部の辺境地帯に限定して配置・管理するには限界があったのである。このような現実の下、道里表は、里程という明確な基準を持って配流犯の配置を強制することで、それまでは配所として機能しなかった内地を配所として活用することができた。そして、乾隆四十四年の改訂では、罪人の分散を可能とする措置を表内に設けることで、里程配流から発生しうる地方の不満や問題に対処していたのである。

① 滋賀秀三前掲（第一章）註②書、三一―三三五頁。

【付記】 本稿は日本学術振興会特別研究員奨励費の助成を受けたものです。

（京都大学文学研究科博士後期課程生・日本学術振興会特別研究員）

Distance-based Exile in the Qing Dynasty:
The Revision of the *Chart for the Five Military Exiles* 五軍道里表

by

KIM Hanbark

This study aims at clarifying the characteristics of distance-based exile in Qing times through an examination of the charts for exile (道里表 *daolibiao*) and argues that the charts for exile not only functioned as tools to determine that criminals who had committed the same crime be given the same punishment and sent to a place of exile of the same distance, but also to disperse criminals throughout the country.

Exile punishments of the Qing dynasty, which chiefly consisted of basic exile (流刑 *liuxing*), military exile (充軍 *chongjun*), and deportation (發遣 *faqian*), were the harshest punishments, second only to the death penalty. Among them, basic exile and military exile were punishments that sent criminals to locations inside China proper, and the places of exile were designated by the distance of exile from their official households. I have named this exile system 'distance-based exile.' Distance-based exile had been instituted before the 6th century, but actual exile did not correspond to the prescribed distance. However, in the Qing era, distance-based exile was used as real criteria for designating the place of exile, so it serves as one of the characteristics of exile in the Qing era. The Qing government made a *Chart for the Five Military Exiles* 五軍道里表 and a *Chart for the Three Exiles* 三流道里表 for distance-based exile and the dispersion of criminals. It can be confirmed from the case of the Ba county archive 巴縣檔案 that the charts for exile were actually employed.

In the latter part of this study, through statistical analysis of five versions of the *Chart for the Five Military Exiles*, I clarify not only that there were small revisions to it according to changes of the administrative districts, but also two large-scale revisions. A revision in 1767 aimed to make the actual exile distance consistent with the regulations. However, as a result of the revision, the number of places of exile in a geographic unit decreased, so the criminals tended to concentrate in certain places. So, another large-scale revision in 1779 aimed to disperse criminals by increasing the number of the

places of exile in a specific jurisdiction, and this secured more than twice as many locations than in the previous version.

The establishment and revisions of the chart of exiles aimed to realize exact exile distances based on legal fairness, and reflected a consideration of the reality faced by local governments that had to manage criminals in places of exile. We can see here the characteristics of the penal system in the Qing era: the fact that criminals were sent not to distant frontier areas, but dispersed within China proper according to the system of distance-based exile and the actual problems derived from it.

Key Words; *Chart for the Five Military Exiles, Chart for the Three Exiles,*
distance-based exile, exile punishments,
punishment system in the Qing dynasty